

第7章 景観づくりの推進

1 協働による景観づくり

本市の景観づくりは、まちづくりの主役である市民の取組があって初めて実現するものです。事業者においては、地域社会の一員として積極的に貢献していくことが期待されます。そして、市は、市民や事業者による取組を適切に支えていく役割を果たします。

このように、市民、事業者及び市の三者の協働による景観づくりに、それぞれが積極的に関わっていくことを通じて、まちへの愛着や誇りを感じることのできるまちの実現につながることが期待されます。

2 できるところから始める景観づくり

「市内の四季折々の風景、多様な表情を見せるまちなみを楽しむ。」「庭や敷地に樹木を植え、草花を育てて楽しむ。」「建築物の建築等の際に景観に配慮する。」など、一人ひとりが景観づくりに関心を持ち、それぞれができるところから実践してみることが、景観づくりの始まりです。

「身近な地域を見つめ、身近な公園などの清掃活動、樹林地や湧水の維持管理活動など、地域の景観づくりに関わる活動に参加、協力する。」「地域の住民や事業者が集まって、自分たちの地域のまちの景観について話し合い、考え、活動する。」など、それぞれの地域で景観づくりの取組の輪を広げ、地域の個性的なまちなみを実現し、さらに、本市全体の景観づくりに展開していくことが期待されます。

●協働による景観づくりへの道すじ

できるところから実践

まちの風景を楽しみ、敷地の緑化等を実践。建築物の建築等での配慮。

地域での景観づくり

清掃活動、樹林地や湧水の維持管理活動など、地域の景観づくりに関わる活動への参加。

さらなる展開

地域ごとの景観づくりの展開。先進的取り組みの他地域への波及、連携。他自治体の住民との交流、連携。

初動段階

発展段階

3 景観づくりを推進するための市の取組

市民のわがまちに対する誇りや愛着、景観づくりへの主体性を育んでいくために、景観づくりに関する関心及び理解を深めるための情報の提供や意識の啓発などを行います。地域での自主的な活動を広げていくために、各主体が話し合い、知恵を出し合う活動の後押しや、ネットワークづくりなどの手助けをするなどの支援を行います。

また、事業者に対しても景観づくりに関する情報の提供や意識の啓発を行い、土地の利用等の事業活動における景観づくりへの配慮などについて指導や助言を行うなどにより、景観づくりを推進します。

さらに、景観づくりは都市計画、環境保全、産業振興、地域振興、文化振興など、様々な行政分野に関わるテーマであることから、庁内各課の連携体制を整備します。公共施設の整備に当たっては、景観づくりに十分に配慮するとともに、景観づくりの見本となるように率先して取り組むものとします。

●景観づくりの推進方策

